

第1問 解答<1>

(監査論)

問題 1

下線部(A)：常に**公正不偏の態度**を保持するとは、職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる**精神状態**を保ち、**誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持**できることをいう。

下線部(B)：独立の立場を損なう**利害**や独立の立場に疑いを招く**外観**を有してはならないとは、事情に精通し、合理的な判断を行うことのできる第三者が、全ての具体的な**事実と状況**を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の**公正不偏の態度が堅持されていないと判断する状況にはない**ことをいう。

両者の関係：**公正不偏の態度**を保持するためには、被監査会社から**身分的・経済的に独立し、誘惑や圧力を受ける立場**に自己を置かないことが必要である。

また、利害関係者に、監査人が**公正不偏の態度**を保持していないのではないかとの疑念を抱かせないためにも、監査人は**身分的・経済的に独立の立場**にある必要がある。

さらに、監査人が有すべきではない**利害**や**外観**は**形式的に規制**することができ、間接的に**公正不偏の態度**の保持に資する。

従って、独立の立場を損なう**利害**や独立の立場に疑いを招く**外観**を有さないことが、**実質的問題**である**公正不偏の態度**の保持を**形式面から担保**するという関係がある。

<解答上のポイント>

1. **精神的独立性**
2. **外観的独立性**
3. ① **外観的独立性**の保持 → **精神的独立性**を害する要因を排除
② **外観的独立性**の保持 → **精神的独立性**を害されているとの利害関係者の疑念を排除
③ **外観的独立性**：**形式的規制**が可能 → **公正不偏の態度**の保持を**形式面から担保**

問題 2

公正不偏の態度を保持するには、**職業的懐疑心**を保持し監査を実施する必要があることから、**職業的懐疑心**の保持は**公正不偏の態度**を保持を**行為面から担保**する関係にある。監査人は独立の立場を損なう**利害**や独立の立場に疑いを招く**外観**を有さないことにより、被監査会社等からの不当な影響を排して誠実に行動し、**職業的懐疑心**を保持できる**環境を整備**できる。

<解答上のポイント>

1. 監査の実施：**職業的懐疑心**が**精神的独立性**の保持を**行為面から担保**
2. **外観的独立性**の保持 → **職業的懐疑心**を保持できる**環境を整備**

第1問 解答<2>

(監査論)

問題 3

方策1：公認会計士法上の大会社等に関して、監査人が一定の非監査証明業務から継続的報酬を受けている場合には、監査証明業務の**同時提供はできない**とされた。これにより、**自己監査及び被監査会社の経営判断への関与を防止**し、監査証明業務の信頼性を確保する効果を期待した。

方策2：公認会計士法上の大会社等に関して、一定期間監査関連業務に従事した業務執行社員は、その後一定期間は当該被監査会社の監査関連業務に従事できないとする**ローテーション制度**が導入された。これにより、馴れ合いや自己利益といった**独立性阻害要因を排除**し、また、**新たな視点が導入**されることを期待した。

方策3：公認会計士又は監査法人の関与社員が監査証明業務を行った場合、監査対象となった会計期間の翌会計期間終了の日までの被監査会社及び連結会社等の役員等への**就職を禁じた**。これにより、将来の就職を見込んで**監査証明が不当に歪められるおそれ**や、かつて所属していた**監査法人への不当な影響力の行使がなされるおそれ**を排する効果を期待した。

<解答上のポイント>

1. 監査証明業務と非監査証明業務の**同時提供の禁止** → 効果：**自己監査・経営判断への関与の防止**
2. パートナー**ローテーション制度** → 効果：**独立性阻害要因を排除、新たな視点の導入**
3. **就職制限** → **監査証明が不当に歪められる・監査法人への不当な影響力の行使のおそれを排する**

問題 4

監査事務所所属の専門職員は、監査事務所の独立性保持の方針に抵触することにより、当該被監査会社の**監査チームのメンバーとすることはできない**。しかし、当該被監査会社の監査業務にはITに係る高度な知識が必須であることから、**外部の専門家の利用**が必要となる。このため監査責任者は、**必要な適正・能力・客観性を備えた専門家を利用することができるか**を検討するべきである。

<解答上のポイント>

1. 専門職員を**監査チームのメンバーとすることはできない旨**
2. 監査業務にITに係る高度な知識が必須 → **外部の専門家の利用**が必須の旨
3. 監査責任者：**必要な専門家を利用できるか否か**を検討

第2問 解答<1>

(監査論)

問題 1

財務諸表全体レベル

1. 厳しい競争環境下において、 新しいエリアへの出店数を急速に拡大 している。これが事業上のリスクを高め、様々な財務諸表項目における虚偽表示リスクとなる。
2. 退職予定の経理担当者の後任が未定であり、 経理体制が脆弱 である。このため、適切な会計処理が行われない虚偽表示リスクがある。
3. 業務全般にわたって 創業者社長に権限の集中 があり、他の役員は30代と若い。このため、統制環境が脆弱で、内部統制の無効化による虚偽表示リスクがある。

<解答上のポイント(以下より2つを指摘する)>

1. **新地域への拡大**(監基報315号付録2より)
2. **適切な会計と財務報告の技能を持った人材の欠如**(監基報315号付録2より)
3. **ワンマン経営**
4. 創業以来の増収増益、増収増益の計画からプレッシャー → 粉飾決算のリスク
5. 従業員のうち正社員が少なく、また中途採用が多い → 内部統制が適切に運用されないリスク

アサーション・レベル

1. リスクの内容： 新エリアへの新規出店数 が非常に多いため、関連する 固定資産の取得 に関する 会計処理が適切に行われないリスク がある。
取引種類、勘定残高及び関連する注記事項：建物、器具及び備品、構築物、土地
アサーション：実在性、権利と義務、網羅性、正確性、分類の妥当性
2. リスクの内容：送信された店舗の 売り上げデータ を、 経理部で修正できる ことから、 売上の過大計上や見越計上が行われるリスク がある。
取引種類、勘定残高及び関連する注記事項：売上高
アサーション：発生、正確性、期間帰属
3. リスクの内容： アルバイト店員の人件費が高騰 しており、 人件費が過少計上されるリスク がある。
取引種類、勘定残高及び関連する注記事項：人件費
アサーション：網羅性、正確性

<解答上のポイント>

1. リスクの内容：<資料1><資料2>からできるだけ**具体的に原因を指摘**して**リスク**に結びつける
2. 取引種類、勘定残高及び関連する注記事項：勘定名を記述する
3. アサーション：監基報315号A107項を参考に複数指摘する

第2問 解答<2>

(監査論)

問題 2

予測していなかった営業赤字店舗の発生、特に、新規店舗の営業実績が計画を下回っていることから、減損処理に関連して固定資産の評価に係る重要な虚偽表示リスクを当初監査計画時よりも高く変更したと考えられる。その結果、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるべく、発見リスクを低く設定し直し、より証明力の強い監査証拠が入手できるように、監査手続きの選択、決算日の監査手続実施、監査範囲の拡大といった監査計画の変更がなされた。

<解答上のポイント>

1. 計画時に予想していなかった状況の指摘
2. 影響を受けるアサーション・レベルの虚偽表示リスクの指摘
3. リスク・アプローチ：RMM^{UP} → DR^{DOWN} → AR^{維持}
4. 監査計画の変更内容

問題 3

会計上の見積りは、確定的なものではなく経営者の判断による影響を受ける性質を持ち、経営者の偏向の可能性を内在する性質がある。そのため、見積りの不確実性が高い場合は特に、重要な虚偽表示リスクが相対的に高い項目であることから、監査上特段の検討が必要とされる。

<解答上のポイント>

1. 会計上の見積りの性質：不確実性、経営者の判断による影響 → 経営者の偏向の可能性を内在
2. 重要な虚偽表示リスクが相対的に高い

問題 4

会計処理：店舗関連の資産グループに関する減損損失の認識と測定の会計処理について検討する。

アサーション：固定資産の評価

実証手続きの具体的な内容：

1. 会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検討するために、経営者に質問を行い、将来キャッシュ・フローの前提となる事業計画の合理性を検討する。
2. 将来キャッシュ・フローの見積プロセスに係る内部統制が有効に整備・運用されていると想定できる場合には、運用評価手続きを実施する。
3. 将来キャッシュ・フローや回収可能価額について評価するために、監査人の見積額や許容範囲を設定する。